

隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定ガイド制度要綱

第1章 総則

(目的)

- 第1条 (一社) 隠岐ジオパーク推進機構(以下「推進機構」という。)は、隠岐ユネスコ世界ジオパークへの訪問者のサービス向上とガイドの資質の向上を図るために、その能力がガイドとしての基準を満たす者を「隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド」に認定する。
- この要綱は、「隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド」を認定するに当たり、その基準及び具体的手続きを定めるものである。

(定義)

- 第2条 隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定2級ガイド(以下「2級ガイド」という。)及び隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定1級ガイド(以下「1級ガイド」という。)及び隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定マスターガイド(以下「マスターガイド」という。)の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 2級ガイド：隠岐ユネスコ世界ジオパーク内の特定のジオパークサイトについて案内ができるほか、ユネスコ世界ジオパークの理念、概要及び隠岐ユネスコ世界ジオパークのテーマを説明することができ、かつ接遇、危機管理、自然保護に関して一定の知識を有するとともに、ガイドラインを厳守し、第3条全ての基準を満たす者。
 - (2) 1級ガイド：2級ガイドとしての能力に加え、隠岐ユネスコ世界ジオパークに関する特定の分野において深い知識とガイド経験実績を有し、特定のガイド研修プログラム構築を行うことができるとともに、第9条全ての基準を満たす者。
 - (3) マスターガイド：1級ガイドとしての能力に加えて、隠岐ユネスコ世界ジオパークを代表するガイドとして、さらに相当のガイド経験実績と、後継のガイド人材育成を行うことのできる能力を有し、隠岐島後地域又は島前地域全体を網羅するガイド研修プログラム構築を行うことができ、第14条全ての基準を満たす者。

第2章 2級ガイド

(認定の基準)

- 第3条 2級ガイドは、隠岐ユネスコ世界ジオパークを訪問する者へのサービス向上のためにガイドする者であり、次の各号に掲げる基準の全てを満たす者とする。
- (1) 第19条に定める隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定講座(以下「認定講座」という。)の2級ガイド認定講座の全講習を受講していること。
 - (2) ジオパークツアーのメインガイド(有償に限る)を、半日(4時間)を3回以上実施し、所属するガイド団体や旅行会社、観光協会等が証明するガイド実績証明書を提出していること。
 - (3) ガイドが、ガイド利用者や第三者の身体や財産に損害を与え、法律上等の賠償責任を負った時に

備える保険（賠償責任保険）に加入していること。

（４）ガイド中のガイド利用者のケガ又は死亡に備える保険（傷害保険）の加入に努めること。

（５）推進機構の実施する、ジオパークガイド検定に合格していること。

- 2 前項第３号、第４号に掲げる保険の補償金額、補償範囲等はガイド内容やサイトの実情等に応じ、個別に保険会社と契約すること。ただし、ガイドが所属する団体が保険加入することで、ガイド個人が加入するのと同じ効果が得られる場合は、ガイド個人による加入を除くことができる。
- 3 第３条１項に規定された基準に関わらず、旧隠岐観光協会により外国語ガイドとして認定されたものを２級認定ガイドに認定することができる。但し、この場合基準（２）（３）（４）の規定については満たしているものとする。

（認定の手続き）

第４条 ２級ガイドの認定に係る事務は、推進機構が行うものとする。

- 2 ２級ガイドの認定を希望する者は、様式第１号により推進機構にガイド認定申請を行う。
- 3 推進機構の認定審査会で、前項の規定により認定申請があったときは、前条各項の基準を全て満たしているか審査し、適当と認められる時は、これを認定し、２級ガイド認定証を様式第２号により交付する。

（有効期間、更新及び失効）

第５条 ２級ガイドの有効期間は、認定された年度の翌年（更新された場合は更新された年度）から起算して３年間とする。但し、同条３項に基づく申請をしたものに対しては暫定措置として、更新講習会受講のための１年間の猶予を設ける。

- 2 ２級ガイドの更新要件は、推進機構が別に定める認定ガイド更新講習会を全て受講することとする。
- 3 更新を希望する者は、有効期限の１０日前までに推進機構に対して、様式第３号により更新申請を行う。
- 4 推進機構は、前項の規定により更新申請があったときは、第２項および第３項の基準を満たしているか審査し、適当と認められる時はこれを認定し２級ガイド認定証を様式第２号により申請者に交付する。
- 5 更新を希望しない２級ガイドは、認定証を発行者に返納しなければならない。
- 6 ２級ガイド認定証は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その効力を失う。
 - （１）第１項の期間内に更新しなかったとき。
 - （２）ガイドすることができないことが明らかなとき。

（認定後の措置）

第６条 ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故やトラブルについては、２級ガイド本人及びその所属団体が責任をもって対応する。

- 2 ２級ガイド及びその所属団体は、ガイド能力のスキルアップに努めなければならない。
- 3 推進機構は、ホームページ等において２級ガイド及び所属する団体の概要等を掲載して、２級ガ

イドの活動を支援する。

(辞退)

第7条 第4条の規定にかかわらず2級ガイド本人が認定辞退を希望したときは、いつでも辞退できる。

2 2級ガイドは、認定を辞退しようとするときは、2級ガイド認定証を発行者に返納しなければならない。

(認定の取り消し)

第8条 (一社) 隠岐ジオパーク推進機構理事長(以下「理事長」という。)は、2級ガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、2級ガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段でもって2級ガイドの認定を受けていたとき。

(2) その他隠岐ユネスコ世界ジオパーク及び2級ガイドの信用を著しく失墜させたとき。

(3) ガイドとして著しく不適切な行為があったとき。

2 理事長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第4号により本人に通知する。

3 認定を取り消された2級ガイドは、速やかに認定証等を発行者に返納しなければならない。

4 理事長は、第2項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

5 2級ガイドの取り消しについては、推進機構が検討する。

第3章 1級ガイド

(認定の基準)

第9条 1級ガイドは、特定のガイド研修のプログラム構築の能力があり、推進機構からの要請により、代表してエリア内外の者に隠岐ユネスコ世界ジオパークを広報し、ガイド事例等の報告を積極的に行っていこうとする者で、次の各号に掲げる基準を全て満たす者とする。

(1) 認定申請の時点で2級ガイドに認定されており、その要件が継続されていること。

(2) 2級ガイド認定後、隠岐地域内で20回以上(1回当たりを4時間以上換算)のメインガイド実績をもっており、ガイド活動を展開している所属団体のガイド実績証明書及び推薦を得ていること。

(3) 第5条2項に規定する2級ガイド更新講習会を1回以上受講していること。

(4) 任意の1日ガイド研修をプログラムできるレベルであること。

(5) (1)～(4)の条件を満たすガイドは現地ツアーを開催し技術、知識、人物等の面において適当であると判断されていること。なお、現地ツアーには推進機構及び推進機構に任命された者が参加し審査を行う。

(認定の手続き)

第10条 1級ガイドの認定を希望する者は、理事長が別に定める日までに様式第5号の認定申請書及び様式第7号の推薦書を添えて理事長に認定申請を行う。

2 前項の規定により申請があったときは、推進機構は認定審査会を開催し、適当と認められる時は、

これを認定し、1 級ガイド認定証を様式第 6 号により交付する。

（認定後の措置）

第 11 条 推進機構は、ホームページ等において 1 級ガイドの氏名、顔写真等のプロフィール及び所属する団体の概要を掲載して、1 級ガイドの活動を支援する。

（有効期間、失効）

第 12 条 1 級ガイドの有効期限は定めない。ただし、1 級ガイド資格を失効した場合、速やかに認定証等を推進機構に返納しなければならない。

2 1 級ガイド認定証は、次に掲げる事項に該当するとき、その効力を失う。

（1）ガイドすることができないことが明らかなとき。

（準用）

第 13 条 1 級ガイドの辞退及び認定の取り消しについては、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。この場合、「2 級ガイド」は「1 級ガイド」に読み替える。

第 4 章 マスターガイド

（認定の基準）

第 14 条 マスターガイドは、1 級ガイドに認定されており、その要件が継続されている者の中で、次の各号に掲げる基準を全て満たす者とする。

- （1）ガイドに関する技術・知識だけでなく、隠岐諸島地域の実情を熟知しており、ジオパークガイドツアーのコーディネーターの役割ができるレベルであること。
- （2）隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定ガイドの育成を推進するため、指導者としての立場にあり、ガイド育成を目的とした講習会等において、講師、教官など指導者的立場の経験を 10 回以上有していること。但し、自身が所属する組織の職員のみを対象として実施される内部講習会等の実績は加味しないものとする。
- （3）隠岐ユネスコ世界ジオパークのガイドとして、1 級ガイド認定後さらに 4 時間単位で 30 回以上のメインガイドの経験実績を積んでいること。
- （4）隠岐ユネスコ世界ジオパークマスターガイド認定要領に定める安全技能資格の中から 1 種類以上の資格の保持者であること。安全技能資格要件については、次の一覧表を基準とする。但し、推進機構がこれらに準ずると認める資格については追加して基準要件とする。

資格名	主催
救急法	日本赤十字社
リスクマネジメント講習会	自然体験活動協会(CONE)
MFA	MFA JAPAN
WAFA	Wilderness Medical Associates Japan
山岳ガイド・登山ガイド	公益社団法人日本山岳ガイド協会

(5) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの普及啓発活動の貢献度が高く、推進機構において技術、知識、人格等の面において適当であると認められ推薦されているもの。

- 2 前項(2)(3)(4)に規定された基準にかかわらず推進機構の理事長が適当と認めたものについてはマスターガイドに認定することができる。但し、この場合(1)(5)の規定については満たしているものとする。

(認定の手続き)

第15条 マスターガイドの認定を希望する者は、理事長が別に定める日までに様式第8号の認定申請書を添えて理事長に認定申請を行う。

- 2 前項の規定により申請があったときは、推進機構は認定審査会を開催し、適当と認められる時は、これを認定し、マスターガイド認定証を様式第9号により交付する。

(認定後の措置)

第16条 推進機構は、ホームページ等においてマスターガイドの氏名、顔写真等のプロフィールの概要を掲載して、マスターガイドの活動を支援する。

(有効期間、失効)

第17条 マスターガイドの有効期限は定めない。ただし、マスターガイドの資格を失効した場合、速やかに認定証を推進協議会に返納しなければならない。

- 2 マスターガイド認定証は、次に掲げる事項に該当するとき、その効力を失う。

(1) ガイドすることができないことが明らかとなるとき。

(準用)

第18条 マスターガイドの辞退及び認定の取り消しについては、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合、「2級ガイド」は「マスターガイド」に読み替える。

第5章 認定講座

(認定講座の開催)

第19条 隠岐ユネスコ世界ジオパークを訪問する者へのサービス向上とガイドの資質向上を図るための認定講座は、別表1を満たすものに限る。

- 2 認定講座は推進機構が適当な時期に実施する。
- 3 推進機構は隠岐諸島内に事務所を置く団体、法人等に委託し、認定講座の一部又は全部の実施を代行させることができる。なお、認定ガイド養成講座実施要領は別に定める。
- 4 2級ガイド認定講座に付随して実施する検定試験の出題の基準は、別表1に基づき作成する。

(開催の手順)

第 20 条 認定講座を実施する時は、当該講座の開催の告知において、当該講座が認定講座であることを明示する。

- 2 推進機構は、ホームページ等において各認定講座の開講日時等の情報を掲載するなど、開催を広告する。
- 3 認定講座を実施する時は、出席簿等を作成して受講者の受講状況を把握し、受講者から受講の事実の証明依頼があったときは、受講証明書等を発行しなければならない。
- 4 認定講座の各講習、検定試験を受講した事実の効力は、受講した日の属する次年度末日までとする。
- 5 理事長は、必要に応じて認定講座を実施する者に対して、当該認定講座の実施状況等について報告を求めることができる。

(委託の取り消し)

第 21 条 理事長は、認定した認定講座の実施主体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、委託を取り消すことができる。

- (1) 認定講座の内容に明らかな誤りがあり、それに対する推進機構からの是正指導に従わないとき。
 - (2) 受講者の出席等について、適正な管理がなされておらず、それに対する推進機構からの是正指導に従わないとき。
 - (3) 認定講座を実施する能力が著しく欠けることが明らかなとき。
 - (4) その他隠岐ユネスコ世界ジオパークの信用を著しく失墜させたとき。
- 1 理事長は、前項の規定により委託を取り消したときは、様式第 13 号により当該認定講座の実施主体に通知する。
 - 2 理事長は、前項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

第6章 雑則

(その他)

第 22 条 この要綱により難い事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

平成 28 年 10 月 4 日改訂

附 則

平成 30 年 10 月 18 日改訂

附 則

令和 5 年 7 月 14 日改訂

別表 1 (第 19 条関係)

2 級ガイド認定講座の基準

区分	内容	講座時間	講師の目安
1 ジオパーク基礎講習	①ジオパーク概要 ・「ユネスコ世界ジオパーク」の理念、歴史 ・世界ジオパークネットワークについて ・日本ジオパークネットワークについて ②隠岐ユネスコ世界ジオパークの概要 ・地理的範囲、面積、構成町村 ・地形、地質学的特徴 ・国際的重要性 ・日本ジオパークネットワーク及び世界ジオパークネットワーク加盟認定までの経緯 ・隠岐ユネスコ世界ジオパークの特徴	2 時間	推進機構の専門員など
2 ジオサイト専門講習	①隠岐ジオパークのジオサイト及び隠岐地域の大地の成り立ちの概要	2 時間	推進機構の専門員、ベテランガイドなど
	②隠岐ジオパークの自然サイト及び隠岐地域の生態系の概要	2 時間	
	③隠岐ジオパークの文化サイト及び隠岐地域の歴史・文化の概要	2 時間	
3 ガイド共通講習	①ガイドとしてのマナー、接遇、技術 ・接客接遇マナーについて ・お客様とのコミュニケーション方法 ・クレーム対応の方法	2 時間	接遇の専門家など
	②環境関連法 ・自然公園法 ・特定外来生物法	2 時間	環境省自然保護官など
	③ガイドの心構えとガイドライン	2 時間	ベテランガイドなど

4 リスクマネジメント	①心肺蘇生、応急措置 ・ケガ人、病人が出た場合の対応 ・人工呼吸と胸骨圧迫を行う「心肺蘇生法」 （消防署で行う「救命講習（救急講習）」 レベルの内容）	1.5 時間	消防署職員 など
	②安全管理 ・ガイドをする上での安全管理について ③保険の仕組み・傷害保険、賠償保険の知識	2 時間	ベテランガイ ドなど
5 検定試験		1 時間	
合計		17.5 時間	

年 月 日

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 様

申請者
（住所）〒 ー

（氏名） 印

隠岐ユネスコ世界ジオパーク 2 級ガイド認定申請書

このことについて、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第4条第2項の規定に基づき、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定を申請します。

記

ガイド氏名	
ガイド氏名（英字） ※ネームプレートに記載されます	
受講した講座の名称	
賠償責任保険（必須）	保険名： 販売会社名：
傷害保険（任意）	保険名： 販売会社名：
所属団体名	
備 考	

【添付書類】

- ① 隠岐ユネスコ世界ジオパーク 2 級ガイド認定講座の全ての講習を受講したことを証する書類（修了証写しなど）
- ② 賠償責任保険、傷害保険（任意）に加入していることを証する書類（保険証書の写しなど）。なお所属団体で管理している場合はその旨を備考に記載し、添付不要。

誓約書

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 殿

私は、以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

記

1. 保険加入
・ 責任賠償保険
2. 隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定ガイド制度におけるガイドラインの遵守

令和 年 月 日

所属団体

住 所

氏 名

印

以上

様式第1号ー3（第4条関係）

ガイド実績証明書

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 殿

住所

氏名

上記の者は、裏面、ガイド実績表のとおり、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定ガイド制度2級ガイド認定条件において定められているガイド実績を満たしていることを証明します。

令和 年 月 日

団体名
代表者名

印

様式第1号ー4（第4条関係）

ガイド実績表

- ・有償のみ。ただし、公務員など業務の都合上有償でのガイドができない場合は無償も対象とする。
- ・1回4時間×3回を目安とする。ただし、3回以上で12時間を満たせば、1回の時間数は問わない。

ガイド日			ガイド時間	有償・無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償
年	月	日	時間	有償 ・ 無償

無償の理由 （該当する場合は、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 公務員等である
- ☐ ガイド料は所属事業所から給料としてもらっている
- ☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 4 条関係）

最終



OKI ISLANDS UNESCO GLOBAL GEOPARK
INTERMEDIATE GUIDE CERTIFICATE

隠岐ユネスコ世界ジオパーク
2 級認定ガイド認定書

登録 NO. 20XX-2-XXXX

隠岐 太郎
TARO OKI

20XX年XX月XX日まで有効 VALID UNTIL: XX XX 20XX



OKI ISLANDS GEOPARK MANAGEMENT BUREAU
(一社) 隠岐ジオパーク推進機構

様式第 6 号（第 10 条関係）

最終



OKI ISLANDS UNESCO GLOBAL GEOPARK
ADVANCED GUIDE CERTIFICATE

隠岐ユネスコ世界ジオパーク
1級認定ガイド認定書

登録 NO. 20XX-2-XXXX

隠岐 太郎
TARO OKI

20XX年XX月XX日まで有効 VALID UNTIL: XX XX 20XX



OKI ISLANDS GEOPARK MANAGEMENT BUREAU
(一社) 隠岐ジオパーク推進機構

最終



OKI ISLANDS UNESCO GLOBAL GEOPARK
MASTER GUIDE CERTIFICATE

隠岐ユネスコ世界ジオパーク
マスターガイド認定書

登録 NO. 20XX-2-XXXX

隠岐 太郎
TARO OKI

20XX年XX月XX日まで有効 VALID UNTIL: XX XX 20XX



OKI ISLANDS GEOPARK MANAGEMENT BUREAU
(一社) 隠岐ジオパーク推進機構

注1 登録番号の付け方

登録 NO（認定された西暦）—（※ランク番号）—（申請番号）

※2級—2

1級—1

マスター—M

年 月 日

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 様

申請者
（住所） 〒 ー

（氏名） 印

隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定2級ガイド更新申請書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第5条第3項の規定に基づき、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定更新を申請します。

記

認定 NO.	認定有効期限 年 月 日
所属団体名	
連絡先	電話： ファクシミリ： 電子メール：
備 考	

【添付書類】

- ① 賠償責任保険、傷害保険（任意）に加入していることを証する書類（保険証書の写しなど）。なお所属団体で管理している場合はその旨を記載し、添付不要

様式第4号ー1（第8条関係・2級ガイドの認定を取り消したとき）

年 月 日

認定 NO.
(認定を取り消したガイド) 様

(一社) 隠岐ジオパーク推進機構
理事長 印

隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの2級認定取消し通知書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱第8条第1項の規定に基づき、2級
隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定を取り消したので、要綱同条第2項の規定に基づき通知しま
す。
ついては、2級ガイド認定証等を速やかに隠岐ジオパーク推進機構に返納してください。

記

取り消し理由	
備考	

年 月 日

認定 NO.
(認定を取り消したガイド) 様

(一社) 隠岐ジオパーク推進機構
理事長 印

隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの1級認定取消し通知書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱第13条の規定により準用される要綱第8条第1項の規定に基づき、1級隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

ついては、1級ガイド認定証等を速やかに（一社）隠岐ジオパーク推進機構事務局に返納してください。

記

取り消理由	
備考	

年 月 日

認定 NO.
(認定を取り消したガイド) 様

(一社) 隠岐ジオパーク推進機構
理事長 印

隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドのマスター認定取消し通知書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱第 20 条の規定により準用される要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、マスター隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定を取り消したので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

ついては、マスターガイド認定証等を速やかに（一社）隠岐ジオパーク推進機構事務局に返納してください。

記

取り消した理由	
備考	

年 月 日

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 様

申請者
（住所） 〒 ー

（氏名） 印

隠岐ユネスコ世界ジオパーク 1 級ガイド認定申請書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱（以下「要綱」という。）に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、1 級隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定を申請します。

記

2 級ガイド認定 NO.	
所属している ガイド団体の名称	
誓約事項	・（一社）隠岐ジオパーク推進機構の行うジオパーク活動に協力します。 ・ 1 級ガイドに認定された場合、私の氏名、顔写真等を推進機構ホームページで公表してもかまいません。
連絡先	電話： ファクシミリ： 電子メール：
備 考	

【添付書類】

- ① 2 級ガイド認定証の写し
- ② 顔写真（1 級ガイド認定証に貼り付けるもの。デジタルカメラで撮影したデジタルデータでも可）

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 様

推薦者
（団体名）
（代表者職・氏名） 印

隠岐ユネスコ世界ジオパーク 1 級ガイド推薦書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱第 10 条の規定に基づき、下記の者を 1 級隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドとして推薦します。

記

推薦する者の氏名等	所属： 役職： 氏名：
	[推薦理由] （１）２級ガイドとして観光客にジオサイトを案内するなどの活動実態が 20 回以上（１回当たりを４時間以上換算）あること。 （２）ジオパーク活動に積極的であること（推進機構、市町等が主催する ジオパーク関連イベントに講師、ガイドとして協力した実績が相当数 ある等） 推薦理由として（１）（２）等、具体的に記載
上記の者が所属している ガイド団体の名称	
担当連絡先	氏名： 電話： ファクシミリ： 電子メール：
備 考	

年 月 日

（一社）隠岐ジオパーク推進機構
理事長 様

申請者
（住所） 〒 ー

（氏名） 印

隠岐ユネスコ世界ジオパークマスターガイド認定申請書

標記につきまして、隠岐ユネスコ世界ジオパークガイド認定要綱（以下「要綱」という。）に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第15条第1項の規定に基づき、マスター隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの認定を申請します。

記

1級ガイド認定 NO.	
所属している ガイド団体の名称	
誓約事項	・（一社）隠岐ジオパーク推進機構の行うジオパーク活動に協力します。 ・マスターガイドに認定された場合、私の氏名、顔写真等を推進機構ホームページで公表してもかまいません。
連絡先	電話： ファクシミリ： 電子メール：
備 考	

【添付書類】

①1級ガイド認定証の写し

②顔写真

（マイスターガイド認定証に貼り付けるもの。デジタルカメラで撮影したデジタルデータでも可）